

解除条件付貸借の場合の追加事項

㊦

㊦

1 契約の解除

甲は、乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

2 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に袋井市長に農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2に定めるところにより報告しなければならない。

3 袋井市長による勧告

袋井市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は蓄養）の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は蓄養の事業に常時従事しないとき。

4 袋井市長による農用地利用集積計画の取消

袋井市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が3の勧告に従わなかったとき。

5 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から _____ 日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天変地異等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

6 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の _____ 年分に相当する金額を違約金として支払う。

※貸借物の返還期日、違約金の金額については、甲乙の協議により取決めてください。